

公益財団法人 三宅奨学会 奨学生選考実施規定

第1章 総 則

趣 旨

第1条 この規定は、公益財団法人 三宅奨学会(以下「本会」)定款及び貸与規定に基づき、本会が行う次年度奨学生の選定にかかわる必要な事項を定める。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

奨学生の選考と決定

- 第2条 本奨学会の理事・監事・評議員全員と奨学生採用志願者の出身高等学校長により構成された選考委員会において審議し、奨学金貸与を適当と認めた者のうちから、理事長が承認した者を奨学生内定者とする。
- 2 奨学生内定者は3月末までに開催される三宅奨学会研修会において大学入学許可証あるいはこれに準ずる書類を提示して奨学生に登録することで奨学生として採用が決定され、次年度より奨学金の貸与および給付を受ける。
 - 3 特別な事情があり、緊急に奨学支援が必要とされる場合は、大学在学中の者を年度途中から奨学生に採用することができる。この採用は前年度要項に基づく全出願書類の提出を受けて理事会で審議し決定する。

奨学生の種類

- 第3条 奨学生の種類は、学校教育法第1条に掲げられている学校のうち、大学（短期大学を含む）を対象とする大学奨学生に限られる。
- 2 夜間を主として教育を行う学部（部）の学生は奨学生としない。
 - 3 通常において通信により教育を行う学部（部）の学生は奨学生としない。

奨学金の交付期間および金額

- 第4条 奨学金を交付する期間は正規の最短修業年限とする。
- 2 前項の期間中に貸与する奨学金の額を月額1万円とし、同期間中に給付する奨学金の額を月額3万円として、あわせて月額4万円を交付する。

奨学生の採用人数

- 第5条 各年度の奨学金貸与者の総数は16名を標準とし、毎年奨学生採用人数は4名を標準とする。

第3章 奨学生の募集

奨学生募集要項の通知期限

第6条 次年度の奨学生の募集要項は選考委員会実施日の少なくとも2ヶ月以上前に公表しなくてはならない。

奨学生推薦依頼の通知

第7条 募集要項をホームページに公開して、次年度奨学生の募集を行う。あわせて県内近隣地域の高等学校長及び三宅奨学会において過去に貸与を受けてすでに完済した三宅奨学会の元奨学生に、奨学生候補者の推薦を依頼する。

第4章 奨学生の出願

奨学生の出願資格

- 第8条 本会の奨学生となる者は、広島県内の高等学校を卒業し、学校教育法第一条に規定する大学に在学し、学業、人物ともに優秀、かつ健康であって、学費の支弁が困難と認められる者でなければならない。
- 2 本会の奨学生となる者は、広島県内の高等学校を出願時よりさかのぼること1年以内に卒業した者か、または卒業見込みの者でなくてはならない。
 - 3 本会の奨学生となる者は、人物優秀であって、出身高等学校の学校長または本奨学会役員及び評議員、または本奨学会で貸与を受けてすでに奨学金を完済した者により推薦できる者でなくてはならない。
 - 4 奨学生志願者は次の各号のいずれかに該当する学業成績を示す者でなくてはならない。
 - (1) 高校3カ年の評定平均値が4.1以上の学業成績であること。
 - (2) 高校3カ年の評定平均値が4.1に満たないが、特に推薦すべき理由があること。

奨学生願書等必要書類の提出

- 第9条 奨学生志願者は、次の各号の書類を提出するものとする。
- (1) 連帯保証人2名と連署した本会宛の奨学生採用願
(連帯保証人のうち筆頭保証人1名は、その親権者または後見人でなければならない)
 - (2) 本会指定の様式による推薦書
 - (3) 在籍または卒業高等学校長による調査書。
 - (4) 本会指定の様式による奨学生出願副申書（出願の根拠となる資料）
 - (5) 奨学生志願者の扶養義務者及び家計を一にする者全員の前年の所得を証明する書類（「所得証明書」・「課税台帳記載事項証明書」・「市町村民税・県民税所得証明書」など、市町村長が発行する公的証明文書に限る）
所得証明書等で示すことの出来ない特別の事情がある場合は、その事実を証明できる資料

第5章 奨学生選考委員会

奨学生選考委員会の構成

第10条 奨学生選考委員会は本会理事・評議員・監事及び志願者を推薦した学校長によって構成される。

- 2 奨学生選考委員会には原則として理事長を含む複数の理事が出席していなくてはならない。
- 3 奨学生選考委員会に出席する学校長は進路指導主任等の代人をたてることができる。
- 4 奨学生選考委員会の議長は理事長が行う。

奨学生選考委員会における奨学生の選考基準

第11条 奨学生選考委員会は応募者が奨学金の貸与及び給付にふさわしいものであることを判定するため、次の各号について審議する。

- (1) 経済的に大学進学の見込みがあり、資金援助の必要性があること
- (2) 学力が十分にあり、大学進学後も充実した学究活動が可能であること
- (3) 人物に優れ、奨学金貸与中に指導を受けて自己研鑽をすすめることができ、卒業後も誠実に奨学金の返還を行うものと見込まれること

奨学生の内定

第12条 奨学生選考委員会は原則として全委員の合意によって奨学生採用候補者を選抜する。

- 2 奨学生選考委員会で選抜された奨学生採用候補者は、理事会において審議され、理事会の承認を経て奨学生内定者として決定される。
- 3 理事会は選考委員会より提示された次年度奨学生採用予定者について最終的に審査するものであり、できる限り奨学生選考委員会の判断を尊重しなくてはならない。また、奨学生選考委員会で示された採用候補者以外の新たな候補者を奨学生内定者とすることはできない。

奨学生選考実施規定の変更

第13条 この規定は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

この規定は財団法人三宅奨学会の公益財団法人移行登記の日から施行する。

適用 平成26年4月1日

この規定の変更部分は 平成30年4月1日から適用する。

この規定の変更部分は 令和4年7月1日から適用する。

この規定の変更部分は 令和6年7月1日から適用する。

この規定の変更部分は 令和8年9月1日から適用する。